

平成二十八年八月八日受領
答弁第一一七号

内閣衆質一九一第二七号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出領海の境界画定における歴史的権原に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出領海の境界画定における歴史的権原に関する質問に対する答弁書

政府としては、お尋ねの一から五までの海域のうち、領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）に基づき定められている我が国の領海については、御指摘のような海域は存在しないとの立場であり、また、第三国間については、御指摘のような海域が存在するか否かについて、政府としてお答えする立場にない。